

箕面市社会福祉施設等物価高騰対策支援金交付事業 Q&A 【医療機関分】

番号	区分	質問	回答
1	支給対象	当施設が対象施設かどうか、わからない。	「対象施設等一覧」に記載されている施設が対象となりますので、ご確認ください。
2	支給対象	対象施設となるためには、法人の所在地が箕面市内にないといけないのか。	本事業は、箕面市独自の事業であり、箕面市内に所在する施設等のみを支給対象としています。法人の所在地が箕面市外であっても、施設等が令和5年1月1日に箕面市内に所在していれば、支給対象となります。
3	支給対象	令和5年1月1日時点で開設していれば、支援金を申請できるのか（支援金の支給対象となるのか）。	申請可能です。ただし、支援対象期間は令和4年5月1日～9月30日であるため、令和4年9月2日以降に新規指定を受け運営を開始した施設等は、支援対象期間が1か月に満たないことから、支給対象となりません。なお、施設種別により、大阪府の物価高騰対策一時支援金の対象となる場合があります。
4	支給対象	令和5年1月2日以降に指定や認可等を受けた施設等は、対象となるのか。	基準日である令和5年1月1日時点で指定や認可をされていない場合は、支給対象となりません。
5	支給対象	令和4年12月31日まで運営していたが、令和5年1月1日時点で休止した場合、対象となるのか。	対象となりません。基準日である1月1日に設置・運営している必要があります。
6	支給対象	現在、休止中の施設は支給対象となるのか。	申請日時点で休止中または廃止済の場合は、支給対象となりません。
7	支給対象	同趣旨の給付金を他団体（国、府等）から受けている、又は今後受ける予定であるが、本支援金の申請をすることはできるか。	他団体から同趣旨の給付金を受けている、または今後受ける予定であっても、本支援金の支給対象です。ただし、大阪府の物価高騰対策一時支援金の対象となる施設種別については、対象期間は令和4年5月1日～9月30日の5か月分の支給となります。
8	支給対象	市立施設は支給対象か。	市が開設した施設、指定管理施設のいずれも対象となりません。
9	支給対象	訪問看護事業所で、医療と介護保険の両方の指定を受けている場合（同法人、同事業所、同住所で重複してサービスの指定を受けている場合）、重複して申請ができるのか。	重複申請はできません。「医療機関等」として申請ください。

番号	区分	質問	回答
10	支給対象	医科・歯科それぞれの保険医療機関指定がある場合は、2つの医療機関であるとしてそれぞれ申請ができるのか。	保険医療機関の指定が別であったとしても、1つの医療機関として開設（同一施設内）されているため、医科・歯科いずれか一方の保険医療機関として申請してください。（重複申請はできません。）
11	支給金額	支給金額は、どのように計算するのか。	病院または有床診療所の場合： 別表の1月あたり支給額×支援対象期間×病床数＝支給額 その他の医療機関等の場合： 別表の1月あたり支給額×支援対象期間＝支給額
12	支給金額	開設日によって、支援対象期間はどのように変わるのか。	①令和4年5月1日以前に開設： 令和4年5月1日～9月30日（5か月分） ②令和4年5月2日～9月1日までに開設： 開設の翌月（月初めの場合はその月）から9月30日までの期間 例）令和4年6月1日に開設した施設…令和4年6月1日～9月30日（4か月分） 令和4年6月2日に開設した施設…令和4年7月1日～9月30日（3か月分） ③令和4年9月2日以降に開設した施設： 支援対象期間が1か月に満たないため、支給対象外です。
13	支給金額	病院または有床診療所の支給金額について、どの時点の床数で計算すればいいのか。	基準日である令和5年1月1日時点の病床数を用いて、計算してください。（休床分は除く）
14	申請手続	申請はどのようにするのか。	原則として、箕面市電子申請システム（LoGoフォーム）にて手続きください。 送付した案内文または市ホームページに掲載のQRコードから、または以下の「支援金申請フォーム」アドレスから申請できます。 https://logoform.jp/form/5CLo/minoh_kounetuhisien ※箕面市電子申請システムが使用できない場合は、申請用紙による郵送申請ができます。 申請書は箕面市ホームページ https://www.city.minoh.lg.jp/lifeplaza/kounetuhisien.html からダウンロードするか、コールセンターにお電話いただき、郵送をご依頼ください。 （電話番号 072-727-6960 平日9時～17時）
15	申請手続	電子申請の操作がわからない。どうすればいいか。	市ホームページで操作マニュアルをご確認いただくか、コールセンターにお問い合わせください。

番号	区分	質問	回答
16	申請 手続	申請者は、法人代表者のみか。	申請者は、法人代表者または施設管理者（病院長等）のいずれか一方を記載してください。 原則として、支援金の振込口座名義人と合わせてください。 なお、申請は施設ごとに行ってください。（1申請1施設）
17	申請 手続	申請に必要な書類はあるか。	1. 通帳の写し（PDFまたは画像データ）など、支援金の振込口座の情報（金融機関名・支店名、口座種別、口座番号、口座名義）がわかる書類 2. 直近の診療（調剤）報酬支払通知書の写し（PDFまたは画像データ）等、継続して事業を実施していることが確認できる書類（医療機関・薬局・訪問看護・助産所のみ） ※マイナンバーが記載されている資料は添付しないよう、ご注意ください。
18	申請 手続	振込口座の添付書類として、通帳が無い（インターネットバンキング等）場合、何を添付書類とすれば良いか。	キャッシュカードやインターネットバンキングの画面等、口座情報（金融機関名・支店名、口座種別、口座番号、口座名義）がわかるものの写し（画像データ等）をご準備ください。 ※マイナンバーが記載されている資料は添付しないよう、ご注意ください。
19	申請 手続	申請者と異なる名義の口座を振込口座としたい場合は、どうすればよいか。	原則として、申請者名義（法人・施設等）の口座を指定してください。 ※別名義の口座を指定された場合は、別途、書類提出をお願いする場合や、確認等に時間を要する場合があります。
20	申請 手続	一時支援金はいつ支給されるのか。	支援金の支給は、受付・審査を終えたものから順次行う予定ですが、受付開始当初は申請が集中することが予想されます。状況によっては、申請から支給まで期間を要することがありますので、あらかじめご了承ください。 なお、箕面市電子申請システムにログインすることで、審査の進行状況を確認することができます。
21	申請 手続	支給決定通知は送付されるのか。	審査の結果、支給の決定をしたときは、登録された口座への振り込みをもって支給決定の通知とします。 （文書による通知は行いません。）
22	申請 手続	受給した支援金の用途に制限はあるか。	本支援金は、物価高騰に係る医療機関等の負担軽減を目的としていますが、支援金の用途に制限はありません。 支援金の支給をもって手続きは完了しますので、報告書等の提出も必要ありません。